

日野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

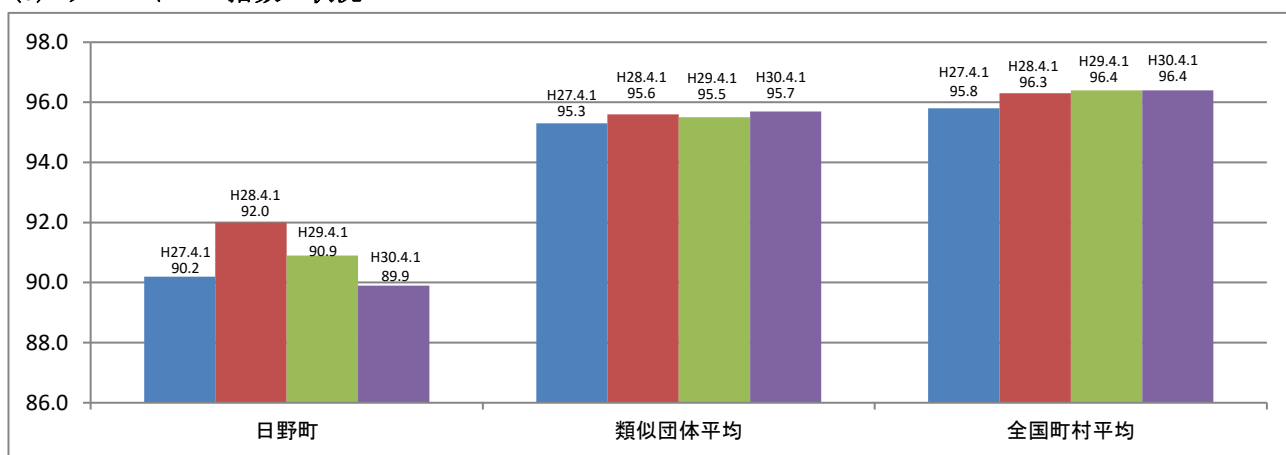
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
29年度	3,253	3,565,892千円	258,871千円	580,248千円	16.3%	17.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
29年度	57	199,878千円	21,213千円	78,187千円	299,278千円	5,250千円	5,414千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。
 若年層は引き下げを行わず、高齢層については引き下げの実施。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 無
（実施時期） 国基準における場合、日野町の支給割合ともに支給なし

③その他の見直し内容

(5)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日野町	42.5歳	298,420円	323,813円	316,331円
鳥取県	43.5歳	323,846円	401,450円	350,100円
国	43.5歳	329,845円	-	410,940円
類似団体	40.6歳	294,324円	333,931円	323,675円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
日野町	51.3歳	2人	291,750円	318,308円	313,250円	-	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち自動車運転手	*	*	*	*	*	-	-	-	-
その他	*	*	*	*	*	-	-	-	-
鳥取県	51.5歳	118人	308,591円	337,342円	321,645円	-	-	-	-
国	50.7歳	2,553人	286,817円	-	328,637円	-	-	-	-
類似団体	49.3歳	2人	281,989円	305,091円	297,464円	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
日野町	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-
うち自動車運転手	*	-	-
その他	*	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
3 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1名及び2名の場合は「*」とし、その他数値がない欄については、すべて「-」とする。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		日野町	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	186,400 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	152,000 円	147,100 円
技能労働職	高校卒	142,600 円	147,500 円	-
	中学卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

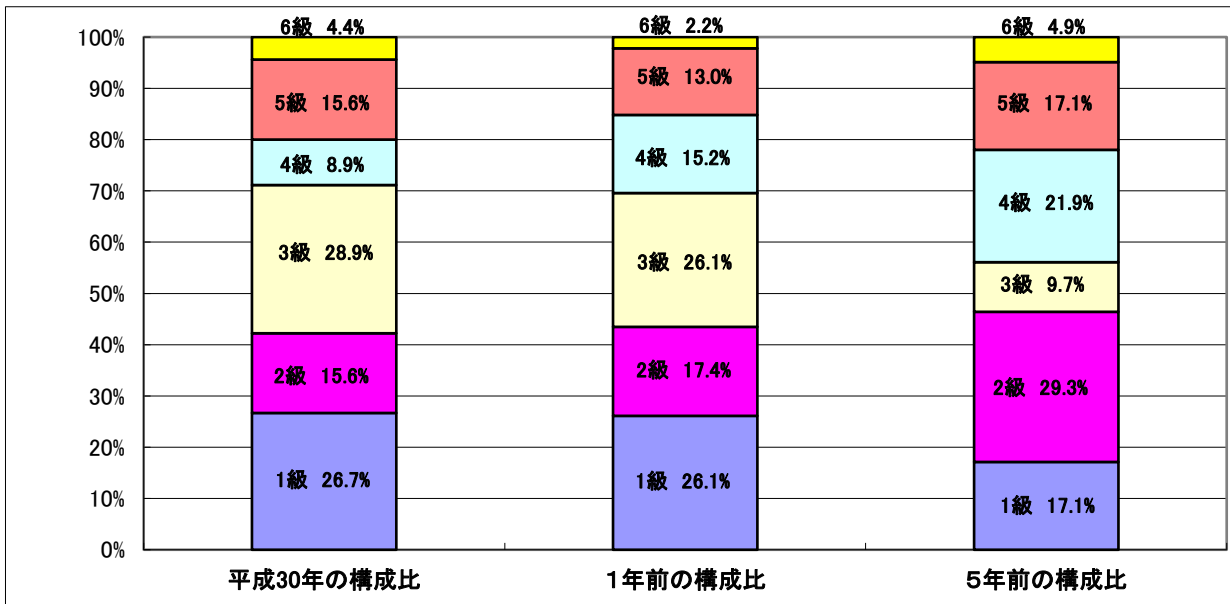
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	245,700 円	315,500 円	-	376,100 円
	高校卒	-	283,100 円	326,250 円	-
技能労働職	高校卒	-	-	*	*
	中学卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

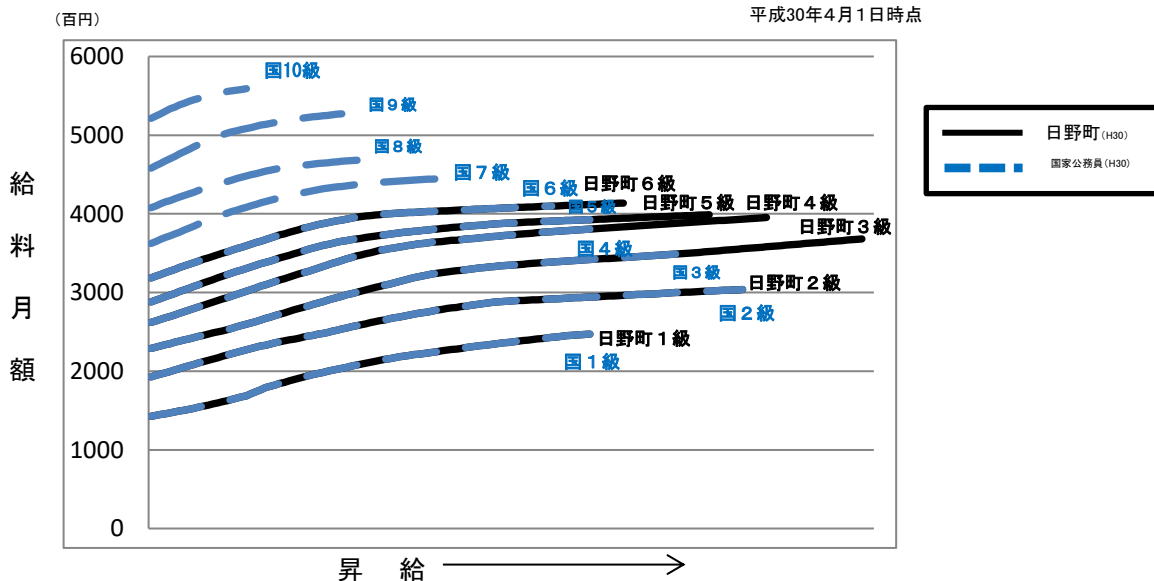
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、保育士、保健師、管理栄養士、書記又は社会教育主事の職務	12人	26.7%	142,600円	247,100円
2級	主任、主任技師、主任保育士、主任保健師又は主任管理栄養士の職務	7人	15.6%	192,700円	303,800円
3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、主任保健師又は主任管理栄養士の職務	13人	28.9%	228,900円	368,100円
4級	室長、主幹、保育主幹又は課長補佐の職務	4人	8.9%	262,000円	395,400円
5級	課長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、支所長、館長又は所長の職務	7人	15.6%	288,000円	398,900円
6級	高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する課長の職務	2人	4.4%	318,500円	413,600円

(注) 1 日野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日野町		鳥取県		国	
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,386千円		1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,447千円		—	
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 月分 ） （ 0.85 月分 ）		（平成29年度支給割合） 期末手当 2.43 月分 勤勉手当 1.57 月分 （ 1.305 月分 ） （ 0.795 月分 ）		（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 月分 ） （ 0.85 月分 ）	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

日野町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 割増率2～45%）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 割増率2～45%）		
1人当たりの平均支給額 22,929千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）			—	%
手当の種類（手当数）				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	町税事務に従事する職員	職員が出張し、町税の調査、検査事務又はその補助事務に従事した時間が1日につき5時間を超えたとき	— 千円	勤務1日につきその職員が受ける給料月額25分の1に100分の50を乗じた額
		職員が出張し、町税の滞納処分事務又はその補助事務に従事した時間が1日につき5時間を超えたとき	— 千円	勤務1日につきその職員が受ける給料月額25分の1に100分の60を乗じた額
	感染症防疫作業に従事する職員	職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症の病菌に汚染されている区域において、患者の救護若しくは病菌に汚染され、又は汚染された疑いのある物件の処理に従事したとき	— 千円	1日つき 1,000円
	毒物及び劇物を使用して行う農作業の指導に従事する職員	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に定める物品の取扱に従事したとき	— 千円	1日つき 1,000円
	特殊自動車運転従事職員	職員（主として運転業務に従事している者を除く）が特殊自動車の運転に従事したとき	— 千円	1日つき 1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	6,156	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	114	千円
支給実績（平成28年度決算）	5,315	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	93	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	配偶者	月額 6,500円	同じ	5,645千円	188千円
	子	月額 10,000円			
	配偶者以外の扶養親族	月額 6,500円			
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円加算			
住居手当	借家等居住者 家賃の額に応じ、月額27,000円を限度に支給	同じ		2,339千円	212千円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して単身で生活する職員に支給 職員住居と配偶者等住居との交通距離に応じ月額23,000円～45,000円を支給	異なる	国の上限 100,000円	— 千円	— 千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃の額に応じ、月額20,800円を限度に支給	異なる	国の上限 55,000円	3,787千円	86千円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円から20,800円を支給				
管理職手当	管理職員に月額30,000円を支給	異なる	国の手当 (棒給の特別調整額) 49,600円 ～130,300円	3,240千円	360千円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等	
区分	町長	810,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	(参考) 類似団体にける最高/最低額 820,000円 / 498,000円
	副町長	648,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	667,000円 / 443,000円
	教育長	579,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	—円 / —円
報酬	議長	316,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	316,000円 / 186,300円
	副議長	235,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	253,000円 / 129,600円
	議員	221,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	230,000円 / 109,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	(平成29年度支給割合) 3.25月分	加算 20%
	議長 副議長 議員	(平成29年度支給割合) 3.25月分	加算 20%
退職手当	町長	(算定方式) 給与月額×年数×5	(1期の手当額) 16,200千円
	副町長	給与月額×年数×2.8	7,258千円
備考	教育長	給与月額×年数×2.2	5,095千円
			(支給時期) 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

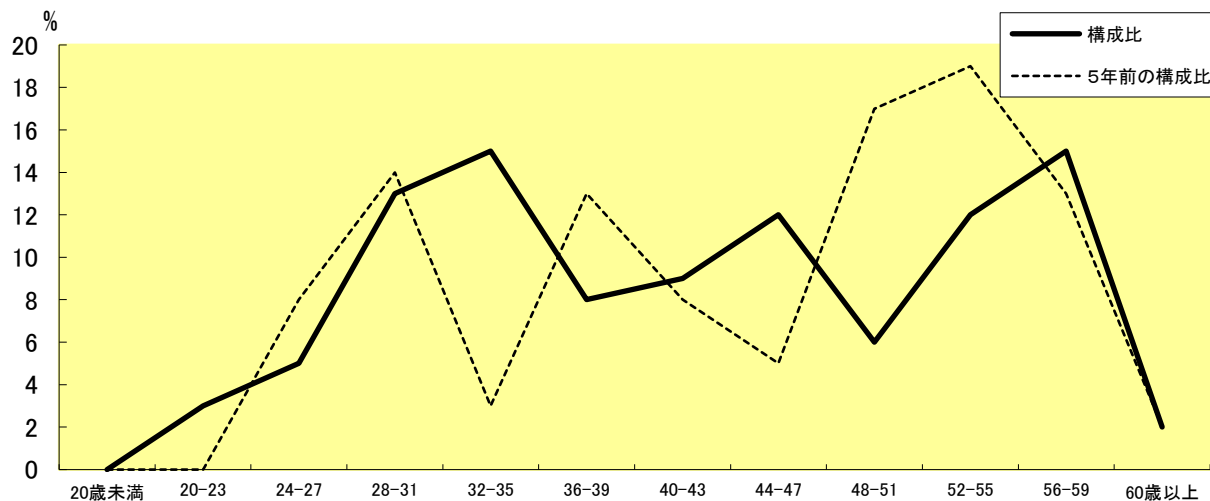
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	1	1	0	地方創生関連業務などの業務増による その他
	総務	15	16	1	
	税務	4	5	1	
	農林水産	6	6	0	
	商工	6	6	0	
	土木	6	6	0	
	民生衛生	17	19	2	
計	51	55	4	福祉業務の増及び病気休暇による職員の補充	
教育部門		6	5	△ 1	事務の縮小による
小計		57	60	3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 184.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 193.58人
公営企業等会計	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
小計		6	6	0	
合計		63	66	3	
		[80]	[80]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	— 人	2 人	3 人	9 人	10 人	5 人	6 人	8 人	4 人	8 人	10 人	1 人	66 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		49	47	50	52	51	55	6 (10.9 %)
教育		9	10	9	7	6	5	△ 4 (△ 80.0 %)
普通会計		58	57	59	59	57	60	2 (3.3 %)
公営企業等会計		6	6	6	6	6	6	0 (0.0 %)
総合計		64	63	65	65	63	66	2 (3.0 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。